

名古屋市緑区選挙管理委員会告示第 3 号

期日前投票所の場所及び当該期日前投票所を設ける期間について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項の規定により読み替えて適用される第39条の規定により、令和 8 年 2 月 8 日執行衆議院議員総選挙における期日前投票所の場所及び当該期日前投票所を設ける期間を次のとおり定める。

令和 8 年 1 月27日

名古屋市緑区選挙管理委員会
委員長 横 田 明 典

1 場所及び期間

期日前投票所	期日前投票所の場所	期日前投票所を設ける期間
名古屋市緑区 期日前投票所	名古屋市緑区青山二丁目15番地 名古屋市緑区役所 第2会議室	令和 8 年 1 月28日（水） から 令和 8 年 2 月 7 日（土） まで
名古屋市緑区 徳重支所 期日前投票所	名古屋市緑区元徳重一丁目401番地 名古屋市緑区役所徳重支所 会議室	

名古屋市緑区選挙管理委員会